



栃労基発1012第2号
令和2年10月12日

代表者各位

栃木労働局労働基準部長



製造業における職長等の能力向上教育に準じた教育の担当講師向け
オンライン講座の開設について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要であることから、製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）のカリキュラム等について、「令和2年4月8日付け栃労基発0408第6号。」によりお示したところです。

職長等能力向上教育が的確に実施されるためには、当該教育を担当する講師の知識、教育技法等の向上を図ることが重要ですが、今般、中央労働災害防止協会において、別添リーフレットのとおり、職長等能力向上教育の講師を担当する者に対し、必要な教育カリキュラムの概要や教育に当たってのポイント等について解説する無料のオンライン講座が当該協会のホームページ上に開設されました。

については、職長を選任している事業場の安全衛生教育担当者、複数の職長を選任している事業場の統括的な職長等に本講座の積極的な視聴が図られるよう、傘下会員に対し周知いただきますようお願いいたします。

中災防HP：<https://www.jisha.or.jp/shokucho-kojo/index.html>